

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和7年9月16日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 阿波おどり会館LED景観整備業務（紙入札案件）
- (2) 業務箇所 徳島市新町橋2丁目（阿波おどり会館）
- (3) 履行期間 本契約日の翌日から令和8年8月31日まで
- (4) 業務内容 仕様書等のとおり
- (5) 予定価格（税抜き） 213,662,000円
- (6) 最低制限価格（税抜き） 開札後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格[税抜き]} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格[税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.94$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書（失格となった者の入札書も含む。）を対象に算出する。ただし、予定価格の89%未満の額の入札書は予定価格の89%とみなして算出する。このとき、予定価格の89%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本業務は競争入札参加資格審査申請、入札を紙入札方式により実施するものである。

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手

続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 徳島市内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する者
- (8) 公告の日時点で最新の徳島市の建設工事の競争入札参加資格有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に業種「電気」で登載されていること。
- (9) 最新の登録業者名簿における電気工事の等級がAの者であること。
- (10) 最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は当案件の申請時点での最新の総合評点値通知書のいずれかにおける電気工事の平均完成工事高が予定価格以上であること。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 印鑑証明書（発行の日から3か月以内のもの。写し不可、原本提出）
- (3) 使用印鑑届
- (4) 業者状況一覧表・技術職員配置計画書
- (5) 電気工事業に係る建設業許可証の写し
- (6) 最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は当案件の申請時点での最新の総合評点値通知書の写し
- (7) 配置予定技術者の資格を証する書類の写し
- (8) 配置予定技術者に係る健康保険被保険者証の写し等、雇用期間を証明する資料

※ 国民健康保険等の被保険者であるため健康保険被保険者証で雇用関係を証明できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用期間を証明できる資料を添付すること。

注）（7）及び（8）の書類に代えて配置予定技術者に係る監理技術者資格者証の写しを提出した場合は、（7）及び（8）の書類を提出したものとみなす。

4 様式及び契約条項を示す場所等

- (1) 様式 徳島市ホームページ 入札情報（一般・指名競争入札情報）
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)
- (2) 契約条項 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館3階
徳島市経済部にぎわい交流課
電話 088-621-5232

5 設計図書の提供等及び期間

- (1) 提供場所 下記からダウンロードすること。
徳島市ホームページ 入札情報（一般・指名競争入札情報）
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)
- (2) 期間 令和7年9月16日から令和7年10月14日まで

6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法等

- (1) 提出期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日 午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市経済部にぎわい交流課（徳島市役所本館3階）
- (3) 提出方法 上記3(1)から(8)までを、持参又は郵送（書留に限る）により提出すること。
電話、FAX、電子メール等の所定の手段によらない提出は、提出がなかったものとみなす。
- (4) 確認の結果 令和7年10月3日午後5時までに、競争入札参加資格申請者の担当者宛てに電話で連絡する。別途、当該結果について記載した文書を郵送するが、入札時に当該文書の持参は要しない。
- (5) その他 ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 提出された申請書及び資料を競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
オ 申請書類を提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届を令和7年10月10日までに提出すること。

7 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、原則として電子メールにより行うものとする。（電子メールの送受信ができない場合はFAXで送付すること。）ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

なお、質疑書を提出したときは、電話で質疑書の到着確認を行うこと。

- (1) 受付期間 令和7年9月17日から令和7年9月26日 午後5時まで
- (2) 回答期間 令和7年10月2日から令和7年10月10日まで
- (3) 提出形式 電子メールの件名は、「質疑書（阿波おどり会館）の提出」とし、質疑書のファイル名は、名称の先頭に業者の名称を記載してください。
例：(株)〇〇〇〇 質疑書（阿波おどり会館）
- (4) 提出先 徳島市経済部にぎわい交流課
e-mail: nigiwai_koryu@city-tokushima. i-tokushima. jp
FAX: 088-621-5457
- (5) 回答方法 徳島市のホームページに掲載する方法により行う。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)

8 入札執行日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和7年10月14日 午前10時
- (2) 入札場 徳島市役所 4階 401会議室
- (3) 入札回数 入札の回数は1回とする。

9 入札書と内訳明細書の提出方法

- (1) 提出日時 令和7年10月14日 午前10時

(2) 提出方法

- ア 上記の提出日時に入札場の場所へ持参すること。
- イ 入札書の日付は、提出日を記載すること。
- ウ 内封筒・外封筒の二重封筒とする。入札書は内封筒に入れること。内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒に入れないように注意すること。
- エ 内封筒にあつては、「入札書在中」と記載して封緘し、「件名」及び「入札者の商号又は名称」を記載すること。封筒への割印は、入札書に押印した印鑑を使うこと。
- オ 外封筒にあつては、内封筒及び内訳明細書を封入し、「件名」及び「入札者の商号又は名称」を記載すること。
- カ 代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参し、提出すること。
- キ 入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。
- ク 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

10 開札等

- (1) 開札日時 令和7年10月14日 午前10時 入札後直ちに行う。
- (2) 開札場 入札場の場所と同じ
- (3) この入札の開札は、入札参加者若しくはその代理人全員の立会いのもとで行うものとする。
- (4) 開札場において、次の各号の一に該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- (5) 開札後、入札書の有効・無効の審査を行うため、落札者の決定を保留する。落札者の発表は開札日の午後1時に開札場で行うものとする。
- (6) 有効な入札書を提出した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格以上の中で最も低い入札額を提示した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (7) 入札場及び開札場への入場は、1業者につき1名とする。

11 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、業務の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札書又は委任状に不備があるものに係る入札
 - エ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - オ 郵送による入札は認めない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 2 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする）
- (3) 前払金 契約金額の10分の4以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 中間前払金 契約金額の10分の2以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (5) 本案件は令和7年度から令和8年度までの継続契約である。
各年度の支払い限度額については契約時に別途協定により定めることとし、令和8年度の支払い限度額については前年度における支払い状況に応じて見直すものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。
- (7) 落札者の決定後、契約締結までの間において、本市の指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。
- (8) 落札者の決定後、契約締結までの間において、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効(最新の審査基準日から1年7か月経過)した場合には、この契約を締結しないこととする。
- (9) 本業務に係る契約は議会の議決を必要とするものであるから、入札後、落札者と仮契約を締結し、本市議会議決後、本契約としてその旨を通知する。当該契約議案が議会において否決された場合は、その効力を失うこととなる。なお、否決された場合において、仮契約の相手方は、徳島市に対して何らの損害賠償を請求することはできないこととする。

1 3 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本業務の現場に配置できること。
入札の結果、契約金額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。
- (3) 下請契約の請負代金の総額が税込5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円以上になった場合には、建設業法に基づき特定建設業の許可、監理技術者の配置が必要となるので十分に留意すること。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (5) 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (6) その他、各様式等の記載例等に従うこと。

以 上